

2022年12月1日

公益財団法人日本交通管理技術協会
三井住友海上火災保険株式会社

～すべての自転車ユーザーに安全と安心を提供～
TSマーク付帯保険に新マーク（緑色マーク）を創設

公益財団法人日本交通管理技術協会（会長：井上 剛志）と三井住友海上火災保険株式会社（社長：船曳 真一郎）は12月1日から、TSマーク付帯保険において緑色マークを創設し、自転車事故に起因する賠償責任の補償・サービスを拡充します。

1. TSマーク付帯保険※1の概要

自転車安全整備店※2で自転車安全整備士※3の点検整備を受けると自転車に貼るTSマーク（シール）が発行され、TSマーク付帯保険（賠償責任補償、傷害補償等）が自動付帯されます。

自転車の定期的な点検整備を促進し、自転車の安全な利用と自転車事故の防止に寄与するとともに、万が一事故に遭った場合の被害者救済を目的としています。

自転車には自動車のような法律上の車検制度はありませんが、TSマーク付帯保険の補償期間を点検基準日から1年とすることで、1年に1回の点検整備を促進しています。

※1：公益財団法人日本交通管理技術協会オフィシャルサイト <https://www.tmt.or.jp/safety/index2.html>

※2：自転車安全整備士が勤務していることや適正な事業所を有することなど、所定の要件を充足し日本交通管理技術協会に登録されたTSマークを取り扱うことができる自転車店のことです。全国に12,195店あります（2021年度末）。

※3：日本交通管理技術協会が実施する自転車安全整備技能検定に合格した方で、自転車の点検整備、安全な普通自転車であることの確認、および自転車の正しい乗り方などの安全指導について専門的な知識と技能を有するエンジニアです。全国に76,091名います（2021年度末）。

2. 緑色マークの特長

(1) 賠償責任補償の支払対象拡大

賠償責任補償について、支払条件から後遺障害等級を撤廃し、すべての人身加害事故が補償対象となります。

(2) 示談交渉サービスの提供

保険金支払対象となる事故において、保険会社が事故の相手方と示談交渉を行います。

		青色マーク	赤色マーク	緑色マークNEW!
賠償責任補償	支払条件	死亡 重度後遺障害（1級～7級）	死亡 重度後遺障害（1級～7級）※4	死亡 後遺障害（ 全等級 ） 傷害
	支払限度額	1,000万円	1億円	1億円
	示談交渉サービス	なし	なし	あり
傷害補償	支払条件	死亡 重度後遺障害（1級～4級）	死亡 重度後遺障害（1級～4級）	死亡 重度後遺障害（1級～4級）
	支払額	（一律）1万円	（一律）100万円	（一律）50万円
	支払条件 支払額	入院（15日以上） （一律）5万円	入院（15日以上） （一律）10万円	入院（15日以上） （一律）5万円

※4：第三者に傷害（入院加療15日以上）を負わせ損害賠償責任を負担した場合に、10万円を被害者見舞金としてお支払いします。

3. 今後の展開

緑色マークの新設により、自転車ユーザーは自転車安全整備店で点検整備を受けることで、充実した保険の提供を受けられます。自転車点検整備を推進することで、安全・安心な自転車社会の実現を支援し社会課題の解決に資する取組を進めていきます。